

2023年度 日本学生支援機構 給付奨学金・貸与奨学金(第一種・第二種) ＜在学採用・春＞の申込について

奨学金の申込みには、①から④の手続が必要です。それぞれの期限までに手続や書類提出が完了しない者は、申込みを辞退したものとして取扱います。

給付奨学金に採用されると、支援区分に応じて授業料が減免されます。また、給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、第一種奨学金の貸与月額が調整されます（併給調整）。詳細は裏面を参照してください。

① 申込書類の提出（スカラネット ID・PW の交付） 提出期限 4月26日（水）

次ページ「提出書類一覧表」記載の申込書類（マイナンバー提出書を除く）を奨学係窓口（米子地区は学生係）提出してください。

※提出書類に不備がないことを確認後、②スカラネット入力用 URL・識別番号（ID・パスワード）を交付すると共に、「スカラネット入力下書き用紙」を一旦返却します。

②スカラネット入力（インターネット申込） 提出期限 5月18日（木）

①でスカラネット入力用 URL・識別番号を受領後速やかに、スカラネットにログインし、「スカラネット入力下書き用紙」に記入した内容を入力してください。（入力可能時間 8:00～25:00（土日含む））

※入力の際は、マイナンバー提出書に記載の申込 ID・パスワードも必要です。

③マイナンバー提出書の郵送 提出期限 5月25日（木）

②スカラネット入力後1週間以内に、日本学生支援機構へ送付してください。（緑色封筒参照）

④スカラネット入力下書き用紙等の提出 提出期限 5月31日（水）

上記①～③完了後、スカラネット入力下書き用紙を奨学係窓口（米子地区は学生係）提出してください。

※給付奨学金申込者は受付番号を記入した「授業料減免認定申請書」も提出してください。

以上で奨学金の申込みは完了です。

＜その後の流れ・予定＞

○選考結果決定（7月中旬頃予定）

選考結果が決まり次第、学務支援システム掲示及びメールにより結果をお知らせし、採用者へは奨学生証を交付します。なお、採用者への初回入金は7月11日の予定です。

○返還誓約書の提出（貸与奨学金のみ）

奨学生証と共に交付する「返還誓約書」等の作成・提出をしていただきます。

○自宅外通学を証明する書類の提出（給付奨学金・自宅外通学者のみ）

アパート契約書や入寮許可書（コピー）等の証明書類を提出していただきます。

【注意事項】

- ・申込内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、採用決定後でも採用を取り消します。
- ・提出された情報は、奨学金業務（返還業務を含む。）のために利用されます。
- ・この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が日本学生支援機構、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。
- ・提出書類や申込内容の確認のため、学務支援システムの学籍情報に登録の電話番号、メールアドレスに連絡をする場合がありますので、その際は対応をお願いします。

【連絡・照会先】

学生部学生生活課奨学係（共通教育棟B棟1階）

TEL 0857-31-5059・6776

E-mail st-syougaku@ml.adm.tottori-u.ac.jp

※米子地区は学務課学生係 0859-38-7100

給付奨学金について

《家計(収入)基準について》

家計(収入)基準は、日本学生支援機構が、提出されたマイナンバー等で学生と生計維持者の住民税情報を取得し判定を行います。2023年度春の募集では2021年(1月1日～12月31日)の収入に基づく2022年度住民税情報で判定を行います。詳細については、給付奨学金案内のP9～11をご確認ください。

※「収入基準」については、日本学生支援機構のホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」(右のQRコード)で、収入基準に該当するか、おおよその目安として確認できます。

関連 HP: <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>



《給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額(併給調整)》

給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は下表のとおり調整されます。この場合、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額及び貸与中の月額から減額又は増額(併給調整といいます)されることがあるので注意してください。(奨学金案内:P15)

支援区分	第一種貸与月額(自宅通学)	第一種貸与月(自宅外通学)
第Ⅰ区分	0円	0円
第Ⅱ区分	0円	0円
第Ⅲ区分	20,300円(25,000円)	13,800円

※生活保護(扶助の種類を問いません)を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

《給付奨学金の支給額と授業料減免額》

給付奨学金の支給額および授業料減免額は以下のとおりです。

支援区分	通学形態	給付月額	授業料減免額(半期)
第Ⅰ区分	自宅	29,200円(33,300円)	267,900円
	自宅外	66,700円	
第Ⅱ区分	自宅	19,500円(22,200円)	178,600円
	自宅外	44,500円	
第Ⅲ区分	自宅	9,800円(11,100円)	89,300円
	自宅外	22,300円	

※生活保護(扶助の種類を問いません)を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

※支援期間中、毎年、家計基準による支援区分の見直し(適格認定(家計))が行われます。見直しの結果、10月分から奨学金の支給および授業料減免の支援が止まったり、支給額および授業料減免額が変わることがあります。(給付奨学金案内:P22・25 適格認定(家計))